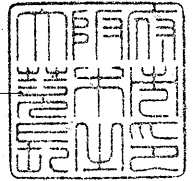


茨木市公告第61号

茨木市病院誘致に係るコンサルティング業務委託に係る
プロポーザル公告について

病院誘致に係るコンサルティング業務の委託契約について、次のとおり公募型プロポーザル方式による提案募集を行いますので公告します。

令和7年2月25日
茨木市長 福岡 洋



1 業務概要

(1) 目的

病院誘致事業において、物価高騰の影響等を踏まえ、本市が必要とする医療機能や開院に向けたスケジュールの整理等の協議等を事業者候補者と進めるに当たり、専門的な視点からの支援業務を行うことにより、当該事業の推進を図ることを目的とする。

(2) 業務名

茨木市病院誘致に係るコンサルティング業務

(3) 業務内容

プロポーザル仕様書のとおり

(4) 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

2 当該業務の予算額

3,300,000円(税込)

提案額(参考見積額)が、予算額を超過した場合は、失格とする。

また、候補者決定後の最終見積(本見積)の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

この契約については、市議会において予算の議決を要するため、議決が得られた令和7年4月1日以降に契約を締結するものとする。万一、議決が得られ

なかった際は、本プロポーザルはなかったこととし、プロポーザルに係る見積りは無効とする。これにより損害を与えることがあっても、本市は損害の責めを負わないものとする。

なお、今回徴取する次年度以降の参考見積書は参考に徴取するもので、次年度以降の契約を確約するものではない。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

- (1) 「物品等入札参加資格審査申請書等」を提出すること。候補者となった者のみ、本市の入札参加資格者名簿に登載するものとする。ただし、本市の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格者名簿に登載されているものについてはこの限りでない。
- (2) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年4月1日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 事業者候補者と利害関係を有していないこと。
- (5) 過去5年間に於いて、本業務と同種または類似の業務（官公庁若しくは病院又はこれに準ずる機関から受注したものに限る。）で請負金額が5,000,000円以上の業務の履行実績があること。

なお、同種の業務とは、病院の誘致、建築、移転、統廃合等に関する支援業務、類似の業務とは、病院運営や経営改善の支援業務のことをいう。

4 プロポーザル実施要項・参加申込について

(1) 実施要項

別添のとおり

(2) 質問の受付及び回答

ア 質問がある場合は、質疑書兼回答書（様式1号）に質問事項、会社名、担当者氏名、メールアドレスを記載し、下記の提出期限までに電子メールで医療政策課宛送信すること。

提出期限：令和7年3月3日（月）午後3時まで（必着）

提出先：茨木市健康医療部医療政策課

E-mail : iryouseisaku@city.ibaraki.lg.jp

※ 電子メール以外の方法による質問は受け付けません。

イ 質疑に対する回答は、質疑書兼回答書により、下記の回答日に本市ホームページに掲載する。

回答日：随時

掲載場所：茨木市HP 医療政策課のページ（誘致病院について）

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kenkoi/iryoseisaku/menu/yutibyoin/index.html>

(3) 参加申込方法

参加希望者は、「参加申込書」（様式2号）に必要事項を記入し、会社名及び代表者、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること。

ア 必要書類

① 業務実績調書（様式第3号）

② 業務実施体制調書（様式第4号）

イ 提出先：茨木市健康医療部医療政策課（茨木市役所本館2階）

ウ 提出期限：令和7年3月7日（金）午後3時まで（厳守）

エ 提出方法：持参もしくは郵送（提出期限日までに必着）

5 担当部署

茨木市 健康医療部医療政策課 担当 田邊

TEL 072-655-2756（直通）

E-mail : iryouseisaku@city.ibaraki.lg.jp